



り安心・安全で



んなの水道



あわせを守る

令和6年度吉見町水質検査計画



令和6年3月

吉見町水生活課

はじめに（水質検査計画について）

吉見町水生活課では、町内に供給している水道水の全てを埼玉県企業局から浄水受水しています。この浄水が、水道法の水質基準に適合した安全で良質な水であることをご理解いただくための指針として「水質検査計画」を策定いたしました。この水質検査計画は、吉見町の水道水の状況を踏まえ、また利用者の意見を参考にして、毎年見直していきます。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 給水の水質状況
- 4 水質検査項目、採水地点、採水頻度及びその理由
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査の方法
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8 その他配慮すべき事項

1 基本方針

- (1) 水質検査は、配水系統を代表する給水栓から採水した水で行います。
- (2) 検査項目は、安全で良質であることを確認するために水道法で検査が義務付けられている水質基準項目を実施します。
- (3) 水道水の水質基準を維持することが危ぶまれる水質汚濁事故等の発生時には、速やかに臨時検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和4年度実績）

①給水区域	吉見町全域	38.64km ²
②給水人口	17,985人	(令和4年度末)
③普及率	99.8%	
④1日最大配水量	13,281m ³	
⑤1日平均配水量	10,370m ³	

(2) 配水施設の名称及び浄水方法

①今泉管理センター	(中央運転管理)
②黒岩配水場	塩素処理
③久米田配水場	塩素処理

- ④八反田配水場 塩素処理
- ⑤蚊斗谷配水場 塩素処理

(3) 配水場の名称及び種別

- ①黒岩配水場系統 県水のみを受水
- ②久米田配水場系統 県水のみを受水
- ③八反田配水場系統 中区の配水管から受水
- ④蚊斗谷配水場系統 県水のみを受水

3 給水の水質状況

吉見町の給水は、全量が埼玉県営水道からの浄水受水(受水率100%)であり、これまでの水質検査においても水質基準を満たしており、飲料水としての安全性が確認されたものです。

参考：埼玉県吉見浄水場及び行田浄水場の水質管理上の主な留意事項)

受水施設		久米田配水場・蚊斗谷配水場	黒岩配水場
県浄水場名		埼玉県吉見浄水場	埼玉県行田浄水場
水源		表流水（荒川）	表流水（利根川）
留意事項	原水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨(集中豪雨等)による濁度上昇 ・ 油流出等の水質汚染事故 ・ 生活排水などの流入による界面活性剤、アンモニア態窒素やトリハロメタン生成能等の上昇 ・ 貯水池等、水が停滞しやすい水域での藻類増殖によるかび臭物質の産生 ・ 藻類の光合成に伴う pH 値の上昇 ・ 微小な藻類の増加による浄水処理への影響 	
	浄水	<ul style="list-style-type: none"> ・ トリハロメタン等の消毒副生成物濃度の上昇 	

4 水質検査項目、採水地点、採水頻度及びその理由

(1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果(遊離残留塩素濃度)の検査は、水道法施行規則第15条第1項第1号に基づき1日1回の検査を行います。採水場所については、町内の給配水管の系統を網羅するよう下記のとおり選定しました。

[採水場所] ※別添位置図参照

- ①滝馬室ドレーン
鴻巣市滝馬室3218地先
- ②東部緑地公園
吉見町大串2945
- ③荒子地区クリーン施設
吉見町荒子535
- ④永府公園
吉見町西吉見604-1
- ⑤吉見百穴事務所
吉見町北吉見327
- ⑥長谷八幡公園
吉見町長谷1212
- ⑦中曽根集会所
吉見町中曽根255
- ⑧今泉ドレーン
吉見町今泉166-2
- ⑨吉見町立図書館
吉見町中新井497
- ⑩吉見町役場
吉見町下細谷411
- ⑪道の駅いちごの里よしみ
吉見町久保田1737

(2) 水質基準項目の検査

浄水の水質基準項目については、水道法施行規則第15条第1項第3号に基づき、別表1のとおり実施します。なお、別表2のとおり、最大で3年に1回まで検査回数を減らすことができる項目もありますが、安全性や安心を担保することから、基本的には省略しないで検査を行います。

[採水場所] ※別添位置図参照
今泉管理センター玄関前
吉見町今泉256

5 臨時の水質検査

以下のような状況で、水質基準に適合しないおそれがある場合は、臨時の水質検査を行います。

- (1) 埼玉県企業局の浄水における水質が著しく悪化したとき。
- (2) 給水区域及びその周辺において、消化器系伝染病が流行しているとき。

- (3) 配水管の大規模な工事、その他により、水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (4) その他、特に必要があると認められるとき。

6 水質検査の方法

1日1回行う検査は自己検査とし、その他の分析項目については埼玉県企業局に依頼し、同企業局内の検査室にて行います。

7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度策定し、水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果については吉見町のホームページに掲載し、公表します。

また、検査の結果をもとに、必要に応じて検査計画を見直していきます。

8 その他配慮すべき事項

(1) 水質検査の実施確認

委託を行う埼玉県企業局に対し、検査の精度及び信頼性確保のため、立入検査により検査方法や精度管理、施設の管理状況等について町職員が実施確認を行います。

(2) 関係者との連携

吉見町は水道水の安全性を確保するため、埼玉県企業局等で水質汚染事故が発生した場合、吉見町農政環境課や国、埼玉県、他市町村水道事業関連部局等と連携し、情報交換を図りながら迅速かつ適切な対応に努めます。

問い合わせ先

吉見町水生活課 上水道係

所在地 〒355-0192 吉見町大字下細谷411番地

電話 0493-63-5023(直通)

F A X 0493-54-5147